

PCR検査の自家検査による費用負担補助金事業 実施要綱

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止並びに医療従事者が加入する国保組合における被保険者の福利厚生観点から標記補助金事業を実施いたしますので、下記のとおりご案内いたします。

今般、唾液によるPCR検査の保険適用が拡大され、かかりつけ医等においても比較的簡単に検体採取が行えるようになり、同検査を行えるようになりましたが、当組合は、自家診療の給付制限を行っており、被保険者が自院での同検査を受けても保険請求は出来ないことになっております。

つきましては、自院で同検査を実施した場合、その検査費用に対しての補助を行いますので、ご利用ください。

尚、他院で同検査を受けられる場合は、保険診療として受診が可能ですので、補助の対象にはなりません。(Q&AのQ6をご参照ください。)

対象者

医師国保組合の被保険者

尚、検体採取日に被保険者の資格を有する方で、発熱等の疑い症状がある方に限ります。

PCR検査の期間

令和2年6月2日 ～ 令和3年3月31日

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大により変更の可能性あり)

補助金支給額

年度内一人1回限り、10,000円を医師国保から支給いたします。

補助金申請方法

『PCR検査の自家検査による費用負担補助金申請書』にご記入ご捺印の上、添付書類を同封して当組合にご提出ください。

※添付書類・・・検査機関より送付されてきた検査結果の写し

補助金申請期限

令和3年4月30日(当組合必着)

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大により変更の可能性あり)

※検査結果が陽性だった場合には、速やかに保健所へ報告してください。

※その他ご不明な点は、別添 補助金事業のQ&Aをご参照ください。